

「阪南市議会基本条例（案）」に対する意見と市の考え方について 【パブリックコメント】

【意見等の提出状況】

日 程 令和6年2月5日（月）から3月8日（金）
 提出者数 11名
 意見件数 53件

A:修正有り B:原案通り

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
1	全般	1.高齢者に対して有事の際、共助(2割)公助(1割)の割合を増やし、事故防止に励んで頂きたい。自助の7割では、前者は非常に厳しい状況にあります。 2.私は、議員の市政報告会に参加してきましたが、今日の説明会を続行して頂きたい。市民に発信する為、行動を見せて欲しい。	B	市民との懇談は実行してまいります。さまざまなご意見をそこでお聞きいたします。
2	全般	本件議会基本条例(案)は他の自治体が模範とするような、「情報公開・市民参加の促進」に寄与する先進的事例を取り入れた内容への修正を希望します。 <具体的意見> 該当箇所 条例案文体全般 (意見) 条例案末尾を「～努める事、努めます」では無く、「～ます。～です。」調への変更。 (理由) 案は24条で構成されているが、それらの条文の末尾が「努めます・努める事」となっている箇所が15か所もあります。それらは、一般的にやっても、やらなくても非難の対象とならない「努力目標規定」と解釈されます。 静岡県野洲市「街づくり基本条例」の様に住民にとって分かり易い「です・ます」調で書き込む方が良いと思います。	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
3	全般	阪南市議会基本条例(案)がパブリックコメントされていますが、条例が定められると同時に具体的な運用基準も発表してください。 市民からの意見も参考にわかりやすい文脈文言で記していただきたいです。	B	阪南市議会基本条例を施行していく中で、運用基準を協議検討してまいります。 本条例では、ルビ有りとルビ無しの両方を作成いたします。
4	全般	(議決事件の拡大及び報告事項)(案) 第〇条 市長は総合計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。 2 市長等は、市政に係る重要な計画(前項に規定する総合計画に基づく実施計画又は各行政分野における基本的な計画で法律の規定により定めるものをいう。)の策定等しようとするときは、その概要を議員協議会、(議長が議員を招集して開催する事実上の会議をいう。)に報告しなければならない。 P5(市長による政策等の形成過程の説明)の次に(議決事件の拡大及び報告事項)を入れることが必要です。文面を記しましたので審査のうえ阪南市議会基本条例に記載してください。	B	議決事件については、地方自治法第96条に規定されており、適切に対処してまいります。 議決事件の拡大は、広範な議論や意見の収集を行い審議や決定の過程で得られた情報や結果を報告し、より多くの情報や意見が収集された場合、その結果や洞察について適切な報告を行うことが重要と認識していますので、今後、調査研究してまいります。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
5	全般	<p>議会で、今後議案になりうる文言、文脈が含まれているため、削除や見直しが、必要です。文面を記しましたので審査のうえ阪南市議会基本条例に記載してください。</p> <p>(議会改革の推進)(案) 第〇条 議会は、議会改革を推進するため、必要に応じて、議員で構成する検討組織を設置することができる。 2 議会内での申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>P3(議員の活動原理)の次に(議会改革の推進)を入れることが必要です。文面を記しましたので審査の上阪南市議会基本条例に記載してください</p>	B	<p>条例の見直しについては第24条で定めています。組織の設置については、今後、調査研究してまいります。</p>
6	前文	<p>前文について 文脈文面に適当でないと思う箇所があります。削除されることを希望します。</p> <p>「アマモの育つ魚庭(なにわ)の海」とありますが、アマモサミットが開かれたり、小学校での海洋教育の取り組み、漁業関係者の努力を背景に記述されたと推察しますが、アマモに限らず海域の状態は不安定です。 「みどり豊かな山々に囲まれ」とありますが、阪南市は宅地造成にあたり山間部の丘陵地を開発しつつあります。阪南市総合計画にあっては、新市街地エリア③新市街地エリア④加えて環境に配慮された産業誘致ゾーンを策定しており、みどり豊かな山々が消失してしまうことを予定しています。</p>	B	<p>前文について、《阪南市らしい、特色を生かした》前文を、との思いで構成しました。次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討してまいります。</p>
7	前文	<p>「里海里山、自然との共生」、「歴史と文化」を重んじ、市民との信頼関係を高め、新たな価値の創造に向けて持続可能で未来につながるまちづくりを進めることを決意し、ここに議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範となる本条例を制定します。</p> <p>阪南SDGs未来都市にある文言、文脈は議会基本条例の前文に記載しなくて良いと思います。 「及び議員の活動」は議会に含む要素で、「最高規範となる」は、議会基本条例に係る他の条例規則等に対するものではないでしょうか。</p> <p>「ここに議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範となる本条例を制定します。」 下線部分見直し削除 「ここに議会の基本となる本条例を制定します。」 ※阪南市議会基本条例とあるとおり議会、基本、条例(案)の文言があれば良いと思います。 文面を記述しましたので審査のうえ阪南市議会基本条例に記載してください。</p>	B	<p>前文について、《阪南市らしい、特色を生かした》前文を、との思いで構成しました。次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
8	前文	<p>「関西国際空港から近く」とあります。阪南スカイタウンは空港建設の土砂採集後造成されましたが、関西空港から近くというの適当ではありません。泉佐野市の議会基本条例に、関西国際空港の記述はありません。</p> <p>「歴史と文化を大切にす住みやすいまちです。」とありますが、個々の受けとめは、さまざまです。遺跡調査後のプレートの表示など行われていません。</p> <p>「子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会」 この文脈、文言を議会基本条例の前文に記述することに違和感を感じます。加えて次世代への取り組みとして、第15条を記述されていますが、条文として、議会基本条例に記述されることに違和感を感じます。</p> <p>解説にある小中学校への出前講座や子ども議会等の開催に向けて教育委員会や子ども議会等の開催に向けて教育委員会や学校機関と連携を図り、調査研究を進める。これは行われるものとして理解します。</p> <p>子どもも大人も、これは市民であることにほかなりません。子ども大人に分けることに違和感を感じます。関心を持つ、参加する、挑戦したいと考えるのは市民であって、市民にゆだねられるものと考えます。</p> <p>特に挑戦したいという文言が気になります。</p>	B	前文について、《阪南市らしい、特色を生かした》前文を、との思いで構成しました。次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討してまいります。
9	前文	<p>前文の見直し(案)</p> <p>阪南市議会(以下「議会」という。)は、阪南市民から選挙で選ばれた議員により構成される機関であり、日本国憲法、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び阪南市自治基本条例(平成21年阪南市条例第21号)に基づき、二代表制の下、その機能を発揮、向上させながら、地方自治の本旨の実現を目指します。</p> <p>議会は市民との信頼関係を高め、「市民に親しまれる市民に開かれた議会」を目指し、市民との協調の下に地方分権の時代にふさわしい活発な議会を築いていくことを決意しここに議会及び議員活動の基本を定めた本条例を制定します。</p>	B	前文について、《阪南市らしい、特色を生かした》前文を、との思いで構成しました。次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討してまいります。
10	第1条	<p>第1条(目的)を(最高規範及び目的)に改め、第1条第1項に第23条の条文を入れ、現第1項を第2項とする。</p> <p>理由:前文に最高規範の文言があるものの、最高規範の規定が補則にあるのは理解できない。第1条に規定すべきです。</p>	B	第1条について、条例には本来、順序は無く《最高規範》はあくまでも理念的な位置づけであることから前文及び最終章での記述が適当、と判断いたしました。
11	第2条	<p>第2条(1)の「クリーン」の文言を削除する</p> <p>理由:意味がない</p>	B	第2条について、本条例では議会の責務について基本的な事項を定めることとしており、昨今の政治を取り巻く環境から《クリーン》こそ意味のある重要な文言、と判断し、原案のままいたしました。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
12	第2条	<p>第2条の(4)「適正な市政運営が行われているかを監視する事」 (意見) 適正な市政運営が行われているかを監視する事。 なお、多額の債務負担行為の発生が予測される重要案件に限り、議会の監視機能強化の為、「議会の執行機関への立ち入り調査権」を行使することが出来る。に変更が望ましい。</p> <p>(理由) ①普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができます。 ②普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行なうことができます。</p> <p>地方自治法の100条に規定されていることから、「100条調査」と呼ばれ、議会の条例制定権や予算議決権等の権限を有効・適切に行使することを目的とし、当該団体の執行機関だけでなく、「第三者である選挙人その他の関係人を証人として喚問し、証言を求め、あるいは資料の提出を求める事が出来ます。」</p>	B	地方自治法第100条に議会の調査権に関する事項が規定されていることから、ご指摘いただいている重要案件に限らず、必要に応じて対処してまいります。
13	第2条(1)	…目指すこと → …行います	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
14	第2条(5)	…務めること → …行います	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
15	第3条(1)	…務めること → …行います	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
16	第3条(2)	…務めること → …行います	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
17	第3条(3)	…務めること → …行います	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
18	第4条	…努める → 設けます	B	「努める」について、この設置を前提とした調査研究の実施が合意形成されています。今後、この運用基準など策定された際に、文言修正を検討することとしています。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
19	第4条	第4条(市民参画及び市民との連携)について ・原案は「議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設けるよう努める。」となっていますが、原案の前文で記載されている「市民に親しまれる、市民に開かれた議会」、「子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会」を指し…」という阪南市議会基本条例案の理念からすると、第4条は「議会は、議員及び、市民が情報及び意見を交換する多様な場を設ける。」(「よう努める」の削除)に修正すべきと考えます。	B	「努める」について、この設置を前提とした調査研究の実施が合意形成されています。今後、この運用基準など策定された際に、文言修正を検討することとしています。
20	第4条【解説】	会議の性質上、非公開… → 非公開の文言は不要 全て公開の事	B	今後も引き続き調査研究を行ってまいります。
21	第4条	「市民と議会の語ろう会」の定期開催による市民の声のすい上げは、重要で、それを反映した行政への具申etclに生かすべき。	B	「生かすべく」多様な場の設置を前提とした調査研究の実施が合意形成されています。
22	第4条	第4条 議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設ける様努める。 (意見) ①「多様な場」は抽象的です。具体的な表記を希望します。 「委員会、議会の議題、開催日時は、その2週間前までに市のHP上にて公開します。」に変更を希望します。 (理由) 現状は、開催日の1週間前にならないと公表されていないところ、市民参加を促進するのであれば、最低2週間前、出来れば1か月前までに市のHPで広報すべきです。(開催日時と議題、参加者等) ②現在、委員会は参加が先着4名迄「原則として公開」になっていますが、「必ず公開」に変更して明文化を希望します。	B	①「多様な場」について、この設置を前提とした調査研究の実施が合意形成されています。今後、この運用基準など策定された際に、文言修正を検討することとしています。 開催日の公表について、いただきましたご意見は今後も引き続き調査研究してまいります。 ②委員会の公開について、いただきましたご意見は今後も引き続き調査研究してまいります。
23	第5条	第5条第1項の「その他の」の文言を削除し、「」を加入する。 理由：意味が分からない	A	本条文案中の「その他」は、教育委員会及び行政委員会を包含しています。わかりにくい表現でしたので、解説に記載いたします。
24	第5条 第6条	第5条、第6条の「反問権」で、行政と議会の応酬が、正常化、レベルアップされるべき。	B	「反問権」を導入することで、議論の論点・争点の明確化が期待されることです。質の高い議論のために反問権は有効な手段の一つであると認識しています。
25	第6条 (1)	第6条の(1)「政策提案の趣旨」 (意見) 「政策提案の趣旨」の個所を「政策提案を必要とする背景」に変更すべき。 (理由) 原案では、提案した政策の内容についてのみの説明に限定される恐れがある。 神奈川県南足柄市の議会基本条例のように、その政策が妥当、且つ必要であり、その合理性についても分かり易く市長からの説明が受けられる様にする為、修正を望みます。	A	「趣旨」とは、妥当性と合理性についての内容を含むものと認識していますので、原案のままいたします。なお、逐条解説に、その旨を記載いたします。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
26	第6条(3)	<p>第6条の(3)「他の政策との検討内容」(意見) 「他の自治体の類似する政策との比較検討内容」に変更を希望。 (理由) 原案では、「当該普通地方公共団体内の他の政策との検討内容」に限定されての説明が、市長からなされる恐れがある。 「他の自治体の類似する政策との比較検討資料」の提示を義務付ける事で、議員、市民共に、その政策との是非、妥当性を判断出来る。 人口減少(特に児童数の減)が著しい阪南市に於いては、老朽化した給食センターの整備や、整理統合で廃校になった小中学校跡地の有効利活用は喫緊の重要課題である。 それらの整備、有効利活は多額の資金を必要とする事から、内閣府が公表している「地方公共団体におけるPFI事業活用事例集」を見ると、多数の自治体が著名なコンサルティング会社(長大、ダイワハウス、三菱UFJコンサルティング等)の複数提案を受け、最も有利な政策を選択している。「他の自治体の類似する政策との比較検討案」を必要とする所以である。</p>	B	原案のまま、ご指摘の内容を包含するものと考えております。
27	第6条	努めなければならない → 明らかにする	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
28	第7条	…努めるものとする → 自由な討議を行う	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
29	第9条	開催することができる → 開催する	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
30	第11条	<p>第11条の(委員会)を(委員会及び全員協議会)に改め、第3項に全員協議会の定義を加入する。 理由:全員協議会も重要な会です。</p>	B	全員協議会についても重要な会議と認識おりますことから、今後の課題として、引き続き調査研究してまいります。
31	第13条	ネットを使った広報はすばらしいのですが、年配の方々にネット活用を出来ない方も多数おられます。書面による広報も残していただきたいです。	B	紙媒体の広報をなくすことは考えておりません。「はんなん市議会だより」は引き続き発行してまいります。
32	第13条	…努めるものとする → 広報活動を行う	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
33	第13条	<p>(情報発信)第13条について 広報誌の発行、(阪南市議会だより)の紙媒体の名称を記してください。現に紙媒体(阪南市議会だより)は、広く市民に配布されています。インターネット配信等とありますが、等を含めるのは適当ではないと思います。</p> <p>案:議会は、インターネット配信、広報誌の発行、議会中継放送を行うなど、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民に情報を公表します。文面を記しましたので審査のうえ阪南市議会基本条例に記載してください。</p>	A	「議会は、 <u>既存の議会広報誌の発行に加えて、インターネット配信……</u> 」と下線部の文言を追記します。
34	第13条	<p>第13条「議会は、インターネット配信等、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、議会中継放送を行なう等市民が議会と市政に広く関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。」 (意見) ①下記条文の追加を希望。 「その為、全ての委員会、議会は何人たりともZOOMで参加できる体制を構築し、若年層の政治参加を促す。具体的手段として、ZOOM会議参加の招待URLの広報阪南への掲載、及び事前に登録した市民に対しては、招待URLへの一斉送信を行う事とする。その体制構築完了日は、令和6年度末までとする。」 (理由) 現役世代の若者は、議会、委員会開催の平日は会社、現場で勤務しており、傍聴が困難です。 リアルタイムでも、後からでも、ZOOM会議履歴を閲覧できるように、ホストが設定しておきさえすれば、平日勤務している若者はもちろん、高齢者が関心のある議題にふれる事が可能となり、市民全体の意見が市に寄せられる様になる為。</p>	B	現在、youtubeで録画配信を行っており、スマートフォンやパソコンで、出先やご自宅等でいつでも議会をご覧いただけるようになっています。リアルタイムのライブ配信については、今後、調査研究してまいります。
35	第13条(2)	…努めるものとする → 文言不要、公表する	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
36	第15条	努力するものとする → 子ども議会等を開催する	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
37	第15条	(次世代への取り組み) 第15条 議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への出前講座や子ども議会等の開催に向けて関係機関と連携を図り、努力するものとする。 ※削除 議会基本条例に次世代として特記するのはふさわしくないと思います。取り組みは続けていただけたらと思いますが… 市民を大人と子どもに分けて条例に記述することは良くないと思います。 他自治体には、市民1日議会が行われ、子どもと大人に分けることをしていません。 先ずは、市民から市政に対する提言をあげやすくする主旨の文言、文脈にしたら良いと思います。削除したほうがよいと思います。	B	若年層への政治への関心を高めるために、原案のままいたします。
38	第16条	学識経験者云々… → 議会が先ず持って精一杯努力。汗をかくことを怠ってはいけない。外部に託する事とか第三者委員会に頼るのは職責の放棄にならないか	B	議会の調査及び研究が第一であり、あくまで「必要があると認めるときは」との位置づけでの学識経験者等の活用であると認識しております。
39	第17条【解説】	…整備に努めるものとする …策定についても調査研究を進めます → 近年、毎年災害が起きて南海トラフ被害想定域に該当する当市にマニュアルが策定されていない？調査研究？最優先課題と指摘します。	B	今後、調査検討をまいります。
40	第18条	議員研修の充実について → 第7条にあるように先ず議員の資質向上の自己研鑽、政務活動費をどんどん使うこと。	B	今後におきましても、議員の資質向上に努めてまいります。
41	第18条	議員の知識レベルのアップが必須。行政が広範にわたっており、議員が行政と対等にわたり合うには、議員研修会は必須と考える。	B	ご指摘のとおりであると認識しております。
42	第19条第2項	第19条第2項に「議員からの議案による条例の制定があった場合は、議会事務局にその必要とする範囲内において、制定事務の応援を求めることができる。」を加入する。 理由・議会活動を援助する議会事務局事務の一つの明確化	B	逐条解説にも明記していますが、ご指摘の部分も包含していると認識しております。文言の加筆修正については今後検討まいります。
43	第20条	…努めるものとする → 個人のスキルを高めるため書籍代を惜しまない	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
44	第21条	…努めなければならない → 責任感をもって行動する	B	条例案末尾について、次回、見直しの際(施行後、1年以内と規定)に評価・検討を行うことから、原案のままいたします。
45	第22条	議員の定数及び報酬 → 少数意見の尊重、議員が働き市民に還元するならば、何でも減らすのは改革ではない	—	ご意見として承ります。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
46	第22条	<p>②第22条(議員の定数及び報酬)の第1項について原案は「議員の定数及び報酬の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。」となっていますが、議員の定数を考えるときに一番重視すべきは、多様化する市民の意見を的確に市政に反映することができる議会にするという視点だと考えます。</p> <p>従って、第22条第1項を「議員の定数及び報酬の基準は、市民の多様な意見等を市政に反映させることを基本に、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。」(部分の挿入)に修正するよう提案します。</p>	B	議員の定数や報酬については、【解説】にも記載のとおり本市の条例でそれぞれ定められています。定数や報酬の改正については、その審議の際に様々な状況や課題、他市の状況などを総合的に検討するものと規定していることから、原案のままいたします。
47	第23条	<p>第8章 補則 (条例の位置付け) 第23条 この条例は、議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範である。 ※議会に含まれているので二重になるのでは!! 見直し削除 (案) この条例は、議会に関する基本的な事項を定めたもので、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定、改廃するときは、この条例の趣旨を尊重するものとする。 ※最高規範の文言は条例の位置付けの説明にならず、解説文を、条例の文言、文脈にしたほうが、解りやすいと思います。 文面を記しましたので審査のうえ阪南市議会基本条例に記載してください。</p>	A	条文において議会の活動原則と議員の活動原則を各々定めているためこの表記となります。なお、「第8章 補則」については、「条例の位置づけ」を追記した方がわかりやすいことから、「第8章 条例の位置づけと補則」に修正いたします。
48	第24条【解説】	情報公開を原則とします → 情報を公開します	B	今後も引き続き、調査研究してまいります。
49	附則	<p>附則に議会は、「市民に親しまれる市民に開かれた議会」、「子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会」、「子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し挑戦したいと思える議会」を目指し、とあります。</p> <p>小学生5、6年生にも読んでもらえる条例、市民に親しまれる条例になるよう、難しい言葉にはルビを振ってはどうか？</p> <p>小学生でも、読めればスマホで意味を調べられます。一例を上げます。本旨、最高規範、傍聴、意思疎通、把握、連携、趣旨、経緯、迅速、報酬、考慮など。</p> <p>ルビを振ると、バカにするな！という大人もいるようですが、寂しいかぎりですね。ご検討ください。よろしく!!</p>	A	ルビ有りのものと、ルビ無しのもの両方を作成いたします。
50	ご意見	<p>※請願、陳情について意見 請願、陳情に対する運用基準を整えて市議会だよりで、請願、陳情の有無、内容を市民に知らせてほしいと思います。 陳情についても、請願と等しく扱ってほしいです。他自治体の請願、陳情の運用基準を参考にされてはどうでしょうか。 陳情書を提出したことがありましたが、口頭にて各議員の方々によんでいただいたと教えられたのみでした。陳情に対する対応は文書で伝えていただきたいです。</p>	—	陳情の取扱いについては今後調査研究してまいります。

番号	該当箇所	意見	対応	考え方
51	ご意見	出来なかった事を責められない様に「努める」を使うという意見がありましたが、明言する事によって必ずするんだという覚悟がほしいです。	—	逐条解説にも明記していますが、ご指摘の部分も包含していると認識しております。文言の加筆修正については今後検討してまいります。
52	ご意見	私は、泉佐野市民なので発言はありませんが、誰もが参加出来と言う点で、たいへん良いかと考えます。	—	ご参加ありがとうございました。
53	ご意見	本日は大変ご苦勞様でした。 阪南市議会議員が全員出席し、多くの市民の方々が参加があり、大変有意義な説明会でありました。 私は、今日来るまで、市民向けになぜ説明会が必要なのかと考えていました。 阪南市議会も全員で前向きに、信頼される議会を目指していると実感致しました。 岬町においても阪南市議会さんを見習い、前に前に推進してまいります。本日はありがとうございました。	—	がんばってまいります。ありがとうございました。
市民説明会時の主なご意見				
1	第4条	市民と議会の記述の基本条例案第4条について「…多様な場を設けるよう努める」となっていますが、努めるという努力目標ではなく「意見交換を行う」とすべきと考えます。 泉佐野市と大阪狭山市の市議会の基本条例はそれぞれ意見交換会を行う又は意見交換の場を設けるものとなっています。御検討願います。	B	努めるについて、この設置を前提とした調査研究の実施が合意形成されています。今後、この運用基準など策定された際に、文言修正を検討することとしています。
2	附則	附則部分の子供も大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したい議会を目指しとありますが、その方法を具体的に示していただきたいと思えます。 阪南市においても様々なボランティア活動がありますが、それらに議員の参加がほとんどありません。議員の皆様のボランティア精神をお伺いします。	—	今後めざしている「子ども議会」や「市民との懇談会」が具体化されていくことで実現していくものと考えます。
3	ご意見	議会基本条例(案)の総論に対する説明会の意見交換のみではなく、各論も今後取り上げればいかがか？	—	ご意見として承ります。
4	ご意見	1.阪南市独自の支援が必要です。 ・困っている人達への給付金対策 ・議員、市役所職員は、能登半島の地震対策としてボランティア活動を続けてほしい。(ボランティア休暇等) 2.市長は公民一体(民間主導)をモットーとしていますが、官民一体(行政主導)として有事の対策を積極的に励んでほしい。	—	ご意見として承ります。
理事者(市職員)説明会時の主なご意見				
1	ご意見	市民説明会での手話通訳や子どもお預かりなどについて検討しているのか。	—	市民説明会に参加しやすい環境づくりに努めます。
2	第19条	第19条の見出しは(議会事務局の機能整備)ではないか。	A	第19条の見出しについては、「議会事務局の機能整備」に修正いたします。